



当院は、厚生労働省の定める基準に基づいて診療を行っている医療機関です。

◆指定医療機関等

- ・ 第二種協定指定医療機関
- ・ 労災指定医療機関
- ・ 生活保護法等指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 在宅療養支援診療所（3）

◆明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

◆医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他の必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

◆一般名処方加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした一般名（有効成分の名称）により処方せんを発行しております。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療法人社団壮和会
ゆりの木クリニック



当院は次の施設基準に適合している旨、 関東信越厚生局に届け出を行っています。

◆在宅時医学総合管理料

在宅で療養されている患者様に対し、在宅療養計画に基づき、月2回以上の継続的な訪問診療（往診を含む）を実施している場合に算定しております。

緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制を確保しています。

◆在宅がん医療総合診療料

在宅で療養されている末期の悪性腫瘍の患者様に対し、総合的な在宅医療計画を策定し、訪問診療又は訪問看護をあわせて週4日以上（訪問診療及び訪問看護をそれぞれ週1回以上）行った場合に、1週間を単位として基準を満たした場合に算定いたします。

緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制を確保しています。

◆ニコチン依存症管理料

禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っており、禁煙の基準を満たした患者様は、初回から12週間に渡り計5回、「ニコチン依存管理料」として保険適用されます。

※現在、治療薬のチャンピックス錠が出荷停止となっているため、禁煙外来は行っておりません。

保険外負担に関する事項

以下の事項について、文書作成料として実費の負担となります。

診断書および証明書	1通 3,300円~11,000円
登園登校許可証	1通 550円
学校生活指導表（食物アレルギー用）	1通 110円
学校生活指導表（腎疾患用）	1通 550円

医療法人社団壮和会
ゆりの木クリニック